

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

パソコンの耐用年数

Q : 当社は、6月決算の法人です。2年前にパソコンの耐用年数が短縮されたと聞いていましたが、変更はせず、従来の耐用年数を採用していました。前年度まで6年で償却していたパソコンを今年の6月期の決算から、短縮された新しい耐用年数で、償却することはできますか？

A : これまで6年で償却していた既存のパソコンなどにも、短縮した耐用年数を適用することができます。

【解説】

2年前の改正で、パソコンの耐用年数が次のように短縮されました。

○電子計算機 パーソナルコンピュータ

(サーバー用のものを除く) 6年→4年

○電子計算機 (その他のもの) 6年→5年

いわゆるパソコンであっても、ネットワークの「サーバー」の用途に用いられているものは5年となります。

また、パソコンとともに使用するものであっても、プリンターは5年、LAN設備に必要なルーターやハブは10年の耐用年数とされています。

新規購入分だけでなく、過年度に購入して6年で償却中のものについても、短縮された耐用年数を適用することができます。

なお、LAN設備に利用している機器の全体を一つの資産とみなして償却できるという規定は廃止されましたので、LAN設備を一つの資産とみなして4年で償却することはできませんのでご注意ください。

